【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年８月12日
【四半期会計期間】	第12期第１四半期(自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
【会社名】	株式会社ミクシィ
【英訳名】	mixi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　笠原 健治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	（０３）５７３８－５９００（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　小泉 文明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	（０３）５７３８－５９００（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　小泉 文明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第１四半期連結累計 （会計）期間	第12期 第１四半期連結累計 (会計)期間	第11期 連結会計年度
会計期間		自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日	自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日	自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
売上高	（百万円）	3,059	4,013	13,600
経常利益	（百万円）	873	1,029	2,675
四半期（当期）純利益	（百万円）	460	475	1,309
純資産額	（百万円）	13,626	14,921	14,508
総資産額	（百万円）	14,712	17,410	17,372
１株当たり純資産額	（円）	88,649.60	96,440.40	93,873.94
１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	2,999.79	3,073.49	8,502.96
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	2,968.00	3,057.14	8,428.35
自己資本比率	（%）	92.6	85.7	83.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△159	19	1,840
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	572	317	△2,660
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	27	△61	110
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	10,829	9,939	9,663
従業員数	（人）	267	313	300

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第１四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第１四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年６月30日現在

従業員数(人)	313(66)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当第１四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年６月30日現在

従業員数(人)	272(60)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当第１四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

当第１四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第１四半期連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)	前年同四半期比(%)
インターネットメディア事業（百万円）	3,842	―
インターネット求人広告事業（百万円）	170	―
合計（百万円）	4,013	―

(注) １．前第１四半期連結会計期間及び当第１四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第１四半期連結会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)		当第１四半期連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	1,283	42.0	1,793	44.7
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	317	10.4	460	11.5
株式会社スパイア	367	12.0	333	8.3

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２ 【事業等のリスク】

当第１四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

３ 【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

４ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第１四半期におけるわが国の経済は、企業収益が改善し、雇用情勢にも持ち直しの動きが見られるようになってまいりました。内閣府の６月の月例経済報告では、「景気は、着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」とし、回復が期待される一方で、海外景気の下振れ懸念など景気を下押しするリスクや、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることに注意が必要であるとしております。

インターネット関連業界におきましては、総務省の平成21年「通信利用動向調査」によりますと、インターネットの利用者は9,408万人に達し、モバイル端末からの利用者数は8,010万人と増加しております。また、「2009年（平成21年）日本の広告費」（株式会社電通）によりますと、2009年のインターネット広告費は、景気後退の影響を受けましたが前年比101.2%と引き続き成長を続けております。モバイル広告に関しましても、３G端末や通信料定額制の普及定着やソーシャルメディアの利用が拡大したことによって、それを活用した企画性の高い広告展開が進んできております。

このような環境のもと、当社ではインターネットメディア事業が順調に推移し、当第１四半期連結会計期間の売上高は4,013百万円（前年同四半期比31.2%増）となりました。また、営業利益は1,074百万円（前年同四半期比23.8%増）、経常利益は1,029百万円（前年同四半期比17.8%増）、四半期純利益は475百万円（前年同四半期比3.1%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①インターネットメディア事業

当事業におきましては、ソーシャル・ネットワーキング サービス（以下「SNS」という）「mixi」の６月の月間ログインユーザー数（１ヵ月に１度以上ログインしたユーザー数）は約1,410万人となりました（６月末の登録ユーザー数は約2,074万人）。「mixi」におきましては、スマートフォンの普及拡大に伴い「mixi Touch」の提供を開始し、「mixiボイス」「mixiフォト」「mixiカレンダー」などコミュニケーション機能の改善・強化を実施いたしました。特に「mixiボイス」は機能改善により、ユーザーの利用が急激に拡大しております。加えて、「mixi同僚ネットワーク」など「mixi」において実際の友人知人とのつながりを拡大させる機能の提供も開始しております。

収益面では、「mixiモバイル」の広告販売が順調に推移したほか、「mixiアプリ」に関連する広告・課金における収益化が進んできております。

この結果、当第１四半期連結会計期間の売上高は3,842百万円となりました。また、売上高のうち、広告売上高は3,272百万円、課金売上高は570百万円となっております。セグメント利益は1,368百万円となりました。

②インターネット求人広告事業

当事業におきましては、IT系の求人情報に特化することにより他社との差別化を図ること、及び、自社媒体である「mixi」を活用することによる高い広告宣伝効果と広告宣伝費の抑制により、利益率を確保しながら収益の拡大を目指して参りました。

求人広告市場においては引き続き有効求人倍率が低迷を続けておりますが、当第１四半期連結会計期間の売上高は170百万円、セグメント利益は137百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

①財政状態

当第１四半期連結会計期間末の財政状態は、資産については流動資産が15,119百万円（前連結会計年度末比29百万円増加）となりました。固定資産は2,290百万円（前連結会計年度末比9百万円増加）となりました。

負債については、流動負債が2,471百万円(前連結会計年度末比392百万円減少）となり、主な要因としては、未払金の支払いによる減少があげられます。固定負債は17百万円(前連結会計年度末比17百万円増加）となりました。純資産は14,921百万円(前連結会計年度末比413百万円増加）となり、主な要因としては、利益剰余金が7,454百万円となったことがあげられます。

②キャッシュ・フローの状況

当第１四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は9,939百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第１四半期連結会計期間において営業活動により獲得した資金は19百万円（前年同四半期は159百万円の使用）となりました。これは主に、法人税等の支払額307百万円を支払ったものの、税金等調整前四半期純利益が885百万円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第１四半期連結会計期間において投資活動により得られた資金は317百万円（前年同四半期は572百万円の獲得）となりました。これは主に、定期預金の払い戻しによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第１四半期連結会計期間において財務活動により使用した資金は61百万円（前年同四半期は27百万円の獲得）となりました。これは主に、配当金の支払いによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第１四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当社は、平成23年４月に本社の移転を予定しております。また、それに伴い当第１四半期連結会計期間において、固定資産の臨時償却（98百万円）を行っております。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	528,000
計	528,000

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)(平成22年６月30日)	提出日現在発行数(株)(平成22年８月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	154,710	154,710	東京証券取引所（マザーズ）	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	154,710	154,710	―	―

（注）「提出日現在発行数」の欄には、平成22年８月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づく新株予約権

①平成17年1月31日臨時株主総会決議

区分	第１四半期会計期間末現在 (平成22年６月30日)
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年２月１日 至 平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　25,000 資本組入額　12,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株の100分の１未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が平成17年１月31日株主総会決議後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

３．当社が平成17年１月31日株主総会決議後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数又は処分自己株式数\times１株当たり払込金額又は処分価額}{調整前払込金額}}{既発行株式数＋新規発行株式数又は処分自己株式数}$$

４．平成17年９月２日開催の取締役会決議により平成17年９月27日付で１株を５株に分割、平成19年５月10日開催の取締役会決議により平成19年７月１日付で１株を２株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

② 平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	第１四半期会計期間末現在 (平成22年６月30日)
新株予約権の数（個）	273
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	546
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月１日 至 平成27年９月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　50,000 資本組入額　25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株の100分の１未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

３．当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数又は処分自己株式数\times１株当たり払込金額又は処分価額}{調整前払込金額}}{既発行株式数＋新規発行株式数又は処分自己株式数}$$

４．平成19年５月10日開催の取締役会決議により平成19年７月１日付で１株を２株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

③ 平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	第１四半期会計期間末現在 (平成22年６月30日)
新株予約権の数（個）	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	102
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月１日 至 平成27年９月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　50,000 資本組入額　25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株の100分の１未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

３．当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数又は処分自己株式数\times１株当たり払込金額又は処分価額}{調整前払込金額}}{既発行株式数+新規発行株式数又は処分自己株式数}$$

４．平成19年５月10日開催の取締役会決議により平成19年７月１日付で１株を２株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

④ 平成18年４月28日臨時株主総会決議

区分	第１四半期会計期間末現在 (平成22年６月30日)
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20
新株予約権の行使時の払込金額（円）	125,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年５月１日 至 平成28年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　125,000 資本組入額　62,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株の100分の１未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

３．当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数又は処分自己株式数\times１株当たり払込金額又は処分価額}{調整前払込金額}}{既発行株式数+新規発行株式数又は処分自己株式数}$$

４．平成19年５月10日開催の取締役会決議により平成19年７月１日付で１株を２株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑤ 平成18年４月28日臨時株主総会決議

区分	第１四半期会計期間末現在 (平成22年６月30日)
新株予約権の数（個）	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	125,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年５月１日 至 平成28年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　125,000 資本組入額　62,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株の100分の１未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

３．当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数又は処分自己株式数\times１株当たり払込金額又は処分価額}{調整前払込金額}}{既発行株式数+新規発行株式数又は処分自己株式数}$$

４．平成19年５月10日開催の取締役会決議により平成19年７月１日付で１株を２株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

会社法に基づく新株予約権

① 平成22年５月26日取締役会決議

区分	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	498,867
新株予約権の行使期間	自 平成24年６月10日 至 平成27年６月９日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　498,867 資本組入額　249,434
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる１株の100分の１未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

３．当社が新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数又は処分自己株式数\times１株当たり払込金額又は処分価額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数又は処分自己株式数}$$

４．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付に関する決定方針

当社が、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使するこ

とができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年４月１日～平成22年６月30日（注）１	158	154,710	3	3,756	3	3,726

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第１四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年６月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 154,552	154,552	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	154,552	－	－
総株主の議決権	－	154,552	－

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年４月	５月	６月
最高(円)	643,000	602,000	462,000
最低(円)	591,000	392,500	383,000

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長（サービス本部長）	取締役（mixi事業本部長）	原田 明典	平成22年７月１日

第５ 【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第１四半期連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第１四半期連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第１四半期連結会計期間末 (平成22年６月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,939	12,163
売掛金	2,871	2,720
その他	316	212
貸倒引当金	△7	△5
流動資産合計	15,119	15,090
固定資産		
有形固定資産		
建物	227	171
減価償却累計額	△148	△47
建物（純額）	78	124
工具、器具及び備品	2,066	2,097
減価償却累計額	△1,246	△1,251
工具、器具及び備品（純額）	820	846
有形固定資産合計	898	970
無形固定資産		
その他	177	183
無形固定資産合計	177	183
投資その他の資産		
その他	1,231	1,137
貸倒引当金	△16	△10
投資その他の資産合計	1,214	1,127
固定資産合計	2,290	2,281
資産合計	17,410	17,372
負債の部		
流動負債		
短期借入金	54	53
未払金	802	1,558
未払法人税等	515	332
賞与引当金	54	52
その他	1,044	866
流動負債合計	2,471	2,863
固定負債		
資産除去債務	17	－
固定負債合計	17	－
負債合計	2,489	2,863

(単位：百万円)

	当第１四半期連結会計期間末 (平成22年６月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,756	3,753
資本剰余金	3,726	3,723
利益剰余金	7,454	7,056
株主資本合計	14,937	14,533
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	△17	△24
評価・換算差額等合計	△17	△24
新株予約権	1	―
純資産合計	14,921	14,508
負債純資産合計	17,410	17,372

(2)【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日)
売上高	3,059	4,013
売上原価	621	983
売上総利益	2,437	3,029
販売費及び一般管理費	※1 1,569	※1 1,954
営業利益	867	1,074
営業外収益		
受取利息	6	5
為替差益	4	―
その他	0	1
営業外収益合計	11	7
営業外費用		
支払利息	0	0
持分法による投資損失	5	31
為替差損	―	6
投資事業組合運用損	―	13
営業外費用合計	5	52
経常利益	873	1,029
特別損失		
固定資産除却損	7	14
固定資産臨時償却費	―	98
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	31
特別損失合計	7	144
税金等調整前四半期純利益	866	885
法人税、住民税及び事業税	340	485
法人税等調整額	65	△75
法人税等合計	405	410
少数株主損益調整前四半期純利益	―	475
四半期純利益	460	475

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	866	885
減価償却費	107	104
固定資産臨時償却費	―	98
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	31
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0	7
賞与引当金の増減額（△は減少）	3	1
受取利息及び受取配当金	△6	△5
支払利息	0	0
為替差損益（△は益）	△7	6
持分法による投資損益（△は益）	5	31
投資事業組合運用損益（△は益）	―	13
固定資産除却損	7	14
売上債権の増減額（△は増加）	△72	△150
未払金の増減額（△は減少）	△109	△835
未払消費税等の増減額（△は減少）	△24	72
その他	55	43
小計	825	321
利息の受取額	4	5
利息の支払額	―	△0
法人税等の支払額	△990	△307
営業活動によるキャッシュ・フロー	△159	19
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	―	△1,500
定期預金の払戻による収入	―	2,000
有価証券の償還による収入	1,000	―
有形固定資産の取得による支出	△160	△53
無形固定資産の取得による支出	△64	△11
投資有価証券の取得による支出	△201	△97
貸付けによる支出	―	△20
その他	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	572	317
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	14	―
株式の発行による収入	12	6
配当金の支払額	―	△67
財務活動によるキャッシュ・フロー	27	△61
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	457	276
現金及び現金同等物の期首残高	10,371	9,663
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,829 ※1	9,939 ※1

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第１四半期連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
１．会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益が２百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が34百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「その他」が34百万円減少しております。当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は17百万円であります。

【表示方法の変更】

当第１四半期連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
（四半期連結損益計算書関係） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日 内閣府令第５号）の適用により、当第１四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
※１．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売手数料　749百万円	※１．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売手数料　892百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
※１．現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年６月30日現在） 現金及び預金勘定　10,829百万円 現金及び現金同等物　10,829百万円	※１．現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年６月30日現在） 現金及び預金勘定　11,939百万円 預入期間が３か月を超える定期預金　△2,000百万円 現金及び現金同等物　9,939百万円

(株主資本等関係)

当第１四半期連結会計期間末（平成22年６月30日）及び当第１四半期連結累計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数

普通株式　154,710株

２．自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高　提出会社　１百万円

（注）権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年６月24日定時株主総会	普通株式	77	500	平成22年３月31日	平成22年６月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

	インターネットメディア事業(百万円)	インターネット求人広告事業(百万円)	その他事業(百万円)	計(百万円)	消去又は全社(百万円)	連結(百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	2,928	130	－	3,059	－	3,059
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	2,928	130	－	3,059	－	3,059
営業利益又は営業損失（△）	1,080	89	△41	1,127	(259)	867

（注）１．事業区分の方法
事業は内部管理上採用している区分によっております。
２．各事業の主なサービス
インターネットメディア事業・・・SNS「mixi」の運営
インターネット求人広告事業・・・IT系求人サイト「Find Job！」の運営
その他事業・・・海外（中国）事業、その他新規事業

【所在地別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第１四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）

海外売上高の合計が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

（追加情報）

当第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はインターネット上でウェブサイトの運営事業を中心に事業活動を展開しております。その中で、「インターネットメディア事業」及び「インターネット求人広告事業」の２つを報告セグメントとしております。

「インターネットメディア事業」は、SNS「mixi」の運営を、「インターネット求人広告事業」は、IT系求人サイト「Find Job !」の運営を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第１四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注）１	四半期連結損益計算書計上額（注）２
	インターネットメディア事業	インターネット求人広告事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,842	170	4,013	0	4,013
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	3,842	170	4,013	0	4,013
セグメント利益	1,368	137	1,506	△431	1,074

（注）１．セグメント利益の調整額△431百万円には、全社費用△394百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

２．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１．１株当たり純資産額

当第１四半期連結会計期間末 (平成22年６月30日)		前連結会計年度末 (平成22年３月31日)	
１株当たり純資産額	96,440.40円	１株当たり純資産額	93,873.94円

２．１株当たり四半期純利益金額等

前第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)		当第１四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)	
１株当たり四半期純利益金額	2,999.79円	１株当たり四半期純利益金額	3,073.49円
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	2,968.00円	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	3,057.14円

(注) １株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	460	475
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	460	475
期中平均株式数（株）	153,635	154,570
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（株）	1,645	826
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	普通株式の期中平均株価が行使価格を下回り希薄化効果を有していないため潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めておりません。 期中平均株価 498,418円 平成22年５月26日取締役会決議 ストック・オプション （新株予約権） 普通株式 200株 行使価格 498,867円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成２１年８月６日

株式会社ミクシィ

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 誠司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊地 徹	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシィの平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間(平成２１年４月１日から平成２１年６月３０日まで)及び第１四半期連結累計期間(平成２１年４月１日から平成２１年６月３０日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシィ及び連結子会社の平成２１年６月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成２２年８月１０日

株式会社ミクシィ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 誠司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊地 徹	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシィの平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間(平成２２年４月１日から平成２２年６月３０日まで)及び第１四半期連結累計期間(平成２２年４月１日から平成２２年６月３０日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシィ及び連結子会社の平成２２年６月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。